○文化庁告示第十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、福岡県福岡市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条第三項及び第百七十二条第三項の規定により告示する。

平成二十四年二月十五日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
観世音寺境内及び子院跡 附老司瓦窯跡	昭和四十五年文部省告示第二百七十五号及び平成二十二年文部科学省告示第百二十七号	福岡市（福岡県）

○厚生労働省告示第五十一号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物及び組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款及び第２Ｄに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十四年二月十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物

品種又は品目	名称	申請者
大豆	高オレイン酸含有ダイズＤＰ－３０５４２３－１と除草剤グリホサート耐性ダイズＭＯＮ－０４０３２－６を掛け合わせた品種	デュポン株式会社
α－グルコシルトランスフェラーゼ	ＢＲ１５１（pＵＡＱ２）株を利用して生産されたα－グルカノトランスフェラーゼ	江崎グリコ株式会社

○農林水産省告示第三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市大久保字東山添八六九、八七〇の二、八七六、八九八の三、字東山八八六から八八八まで、八九九の一、八八九の二、八九〇から八九五まで、八九六の一、八九六の二、八九七、八九八の一、九〇〇の一、九〇〇の二、九〇一の一、九〇二から九〇六まで、九〇七の一、九〇七の二、九〇八、九〇九の一、九〇九の二、九一〇、九一一、九一二の一、九一二の二、九一二の四、九一三、九一六から九一八まで、九一九の一、九一九の二、九二一の一、九二一の二、九二三の一、九二四、九二九、九三〇、九三三、九三五、九三六の一、九三六の二、九三七の一、九三七の二、九三九の一、九三九の二、九四一、九四二の一から九四二の三まで、九四三の一、九四三の二、九四六の一、九五〇の一、九六二の二、九六四、九六六の一、九六八から九七〇まで、九七八、九八五、久野又字作事沢八四四の一、八四四の二、八四五から八四七まで、八四八の一、八四八の四から八四八の六まで、字八重俵沢八六一から八六三まで、八六六、八六八から八七二まで、八七三の一、八七五、八七八から八八〇まで、八八五、八八八、字入山八六四の二、八六四の五、八六四の七から八六四の一四まで、八六四の一九から八六四の二六まで、八六四の二八、八六四の三五から八六四の四〇まで、字長沢八八九から八九一まで、八九四、八九六、八九七、八九九、九〇二の一、九〇三、九〇四、九〇六、九〇七、九一二の一、九一三、九一四、九一六、字千石沢九一九、九二一、九二二、九二四、九二五、九二七から九三〇まで、北野上字丸山六〇〇の一から六〇〇の三まで、六一七の一、字後平六二九の一、三四八九の一、字山ノ田六三二の二、六五三の一、六五五、六五八、六五九、三四七〇の一、三四七一、三四七二、三四七九から三四八二まで、三四八四、三四八五、三四八七、三四八八、三五〇〇、三五〇二、三五〇三、字作事三五〇六、三五〇九の一、字仲ノ沢三四七三、三四七四、三四七五の一から三四七五の四まで、三四七五の八、三四七五の一〇、字愛吉入三六〇一の三、三六〇一の一二から三六〇一の一五まで、三六〇一の一八から三六〇一の三四まで、三六〇一の三六から三六〇一の四三まで、木佐美字富士山六五六の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字深沢字笹原二二五八の二から二二五八の五まで、二二五八の七、二二五八の九、二二六一の五、二二六二、二二六三、二二六四の二、二二六六、二二六七の一、二二六八から二二七〇まで、字延願寺二二六〇、字石川原久保二二七一の一から二二七一の三まで、二二七六の一、二二七六の二、二二七七の一、二二七七の二、二二七八、二二七九の一、字小谷津二二八七、二二八八、字大和田入二二八九、二二九〇、二二九一の一、二二九一の二、二二九二の一、二二九三、二二九四、二二九五の一、二二九五の二、二二九六、二二九八、二三〇三の二、二三〇三の三、字笊内二三〇四の一、二三〇四の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市北野上字塚木三〇六八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）